事業計画承認申請書の審査に係る評価のポイントについて

再生可能エネルギー普及総合支援事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」)第3条第1項第1 号及び第2号に掲げる事業に係る事業計画承認申請書の審査に当たっては、概ね以下の観点から事業計画の評価を行いますので、申請に当たり参考としてください。

1 申請要件等

- ・補助金の交付の対象となる事業であるか(交付要綱第3条)
- ・申請者は、補助金の交付の対象となる者であるか(交付要綱第4項)
- ・申請に必要な書類がすべて添付されているか(交付要綱第5条)

2 事業内容

- ・申請に係る事業は、「長野県ゼロカーボン戦略」に基づき県が推進する再生可能エネルギー の生産及び利用の拡大に資するものであるか
- ・事業が具体的に計画されており、その継続性が確実であるか

3 実施体制

- ・申請事業者は、事業を確実に実施できる体制を有するか
- ・申請事業者の財務状況に問題はないか
- ・申請に係る設備等の整備後、当該設備等を適切に維持・管理することができると見込まれるか
- ・事業実施に当たりパートナーとなる団体等がある場合、当該団体等との連携を適切に図る ことができると見込まれるか

4 事業スケジュール

・申請書に事業スケジュールが具体的に記載されており、事業内容から見て妥当な計画となっているか

5 コスト

・事業内容に比して、想定コストは妥当なものであるか

6 許認可関係

・事業実施に必要な許認可手続がなされている、又は適切に行うことが見込まれるか

7 権利関係

- ・事業用地の取得・使用について適切に行われているか
- 8 その他、事業計画の認定に当たり必要な項目